

市第 75 号議案 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に
関する条例の制定 説明資料

1 制定の経緯

平成 23 年 8 月 30 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。「第 2 次一括法」）」において、「水道法（昭和 32 年法律第 177 号）」が改正され、専用水道の設置者が地方公共団体である場合、水道技術管理者の資格基準については、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。）の内容を基本として条例で定めることとされました。

施行期日の経過措置が平成 25 年 3 月末で満了することから、条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

2 政令が定める資格基準

水道技術管理者の資格基準は、主に大学等で土木工学や水道工学等を履修し、水道に関する一定年数の実務経験を有する者と定められています。

3 条例案の基本的な考え方

現行の政令で規定している内容が現状に即しているため、現行に沿った基準とします。